

# 第 15 回「みどり香るまちづくり」企画コンテスト募集要項

～植物のかおりをまちづくりに活かす企画をお待ちしています～

環境省水・大気環境局大気生活環境室

令和2年5月 15 日

主催：環境省

共催：公益社団法人におい・かおり環境協会

公益社団法人日本アロマ環境協会

一般社団法人日本植木協会

募集期間：令和2年5月15日（金）～9月18日（金）まで（当日消印有効）

## コンテストについて

○住みよいかおり環境を創出しようとする地域の取組を支援するため、「かおりの樹木・草花」を用いた、「みどり香るまちづくり」の優れた企画を表彰するコンテストです。平成 18 年度から実施している本コンテストでは、以下のような「みどり香るまちづくり」を募集しています。

- ・住みよいかおり環境の創出に大きく貢献できるものであること
- ・取組が長期的に維持され、地域に根ざしたものとなること
- ・他に見られない工夫や独創性を持つものであること
- ・多くの人に参加してもらえる取組であり、容易にかおりを楽しめるものであること

○環境省の主催、公益社団法人におい・かおり環境協会、公益社団法人日本アロマ環境協会及び一般社団法人日本植木協会との共催により実施しており、環境省及び各協会からそれぞれ賞を授与しています。

○環境大臣賞及び三協会賞には、副賞として企画内容に応じたかおりの樹木・宿根草等草花の苗木・苗を提供します。環境大臣賞の副賞は、公益社団法人日本アロマ環境協会の御厚意により提供させていただきます。協会賞の副賞は、各協会からそれぞれ提供させていただきます。

## 応募要件

1. かおりの樹木・宿根草等草花を原則として 30 本以上用いた、街区・近郊地区等の「みどり香るまちづくり」を演出する企画であること。
2. 植栽場所を確保していること(植栽場所を所有していない場合は、その土地の所有者の同意を得ていること)。また、植栽後の維持管理体制が明確であること。

※花木に限らず芽吹きのかおりのする樹木等や複数の樹種も対象になります。

※今後実施を想定している事業が対象になります。既に実施している事業については、植え替えや拡大などを想定している事業が対象になります。

### <応募主体の例>

○地方公共団体、民間企業、学校法人、商店会、町内会等の住民団体や NPO 等の各種団体、など

※一つの主体において複数の企画を応募することも可能です。

### <植栽場所の例>

○公共用地(広場、公園、歩道、廃棄物処理施設、駅・バス停周辺等)

○民地(住宅地、工場、商店街、オフィス、ショッピングモール、屋上、壁面、駐車場等)

○その他(学校、病院、福祉施設等) など。

※原則として一般の人が敷地内もしくはその周辺で容易にかおりを楽しむことができる場所が対象となります。

## 参考情報

### <「みどり香るまちづくり」企画コンテストホームページ>

○「みどり香るまちづくり」企画コンテストの応募の流れ、過去の受賞企画等について掲載しています。( <http://www.env.go.jp/air/midori-kaoru/index.html> )

○事例集、パンフレットを掲載しています。

また、「かおりの樹木・宿根草等草花」の例示として、「かおりの樹木データ一覧表」をホームページに掲載しています。なお、本リストに掲載されていないかおりの樹木・宿根草等草花(各種のハーブや、地域特有の植物、新樹種など)を使用しても構いません。

( [http://www.env.go.jp/air/akushu/midori\\_machi/index.html](http://www.env.go.jp/air/akushu/midori_machi/index.html) )

○かおりの樹木データ一覧表を掲載しています。

( <http://www.env.go.jp/air/midori-kaoru/trees-list.html> )

## 応募方法

### <提出書類>

番号	書類名		備考
①	応募用紙	指定の形式	漏れのないように記載してください。
②	概要ペーパー	A3サイズ 2ページ (書式例あり)	漏れのないように記載してください。 ※概要ペーパーは受賞時に報道発表の参考資料などに使用します。 ※過去の受賞企画の概要ペーパーも御参照ください。
③	申請団体の体制を示す書類	任意の形式	申請団体の体制を確認するため、会社については会社概要がわかる書類、住民団体又は NPO 等の各種団体については会則(規約)及び名簿等の書類を郵送又はメールで送付ください。 ※当該書類を作成していない場合は応募用紙の備考欄にその旨記載ください。
④	植栽場所を確保していることを示す書類	任意の形式 (書式例あり)	受賞した場合に、植栽予定地に確実に植栽できることを示す書類や、土地所有者や土地管理者、責任者の同意書など(押印済みの原本)を郵送してください。 ※原則として、応募書類と一緒に提出してください。 <u>難しい場合は、受賞決定前にお送りいただいても構いません。</u> 受賞された場合は必ず御提出いただきますので、あらかじめ土地所有者等に御説明をお願いします。 ※植栽可能であることが確認できない場合は、受賞が取り消しとなることもあります。 ※押印は認め印で構いません。 ※受賞後のトラブル防止のため、自身の土地でも植栽できることを示す書類を御提出いただきます。

## <留意点>

- 応募書類は、手書きでも構いません。
- 書類の作成にあたり、他者が撮影した写真や作成したイラストなどを使用する場合は、著作権を確認し、必ず許可を取ってから使用してください。また出典を明記してください。
- 環境省ホームページ掲載の「かおりの樹木データ一覧表」の写真は、御自由に使用していただいても構いませんが、写真提供元である「(一社) 日本植木協会」の出典を明記してください。
- 写真撮影の際はプライバシーに配慮してください。

## <提出方法>

○以下のいずれかの方法で御提出ください。

- ・電子データをメールで送信
- ・電子データを CD-R 等で郵送
- ・紙の資料を郵送

※電子データを提出される際は、データのファイル名の先頭に応募書類番号（P 3 の提出書類の①～③）を記入してください（ファイル名は自由）。また、メールを送信したが 1 週間以上たっても返信がない場合は、提出先に御連絡ください。

※紙の資料を郵送される場合は応募資料の右上に応募書類番号（①～③）を記入してください。

※電子データを CD-R 等で郵送又は紙の資料を郵送した場合は、郵送事故防止のため、提出先に御連絡ください。

## <応募書類送付先>

○(公社) におい・かおり環境協会(担当: <sup>だいきょうじ</sup>大京寺)宛て TEL:03-6233-9011

メール送信の場合: [midori\\_kaoru@orea.or.jp](mailto:midori_kaoru@orea.or.jp)

郵送の場合: 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-2 新陽ビル 1106 号

## 選考について

### <審査の流れ>

事務局が書類を確認します。(不備がある場合に企画者に問い合わせを行います。)



【事前審査】 ※応募数が多い場合に、事務局及び選考委員長が協議を行い、優秀と思われる企画を20件程度に絞り込みます。



①【書類審査】 下記評価基準に基づき、委員が書類審査・採点を行います。



②【協議審査】 書類審査の採点結果を元に、上位10企画を中心に検討会の場で審議を行い、受賞企画を決定します。

### <評価基準>

○項目ごとに選考委員が評価をします。

- ①環境性： 住みよいかおり環境の創出に大きく貢献できるか、周辺の自然環境・生活環境・景観等に配慮した植栽がなされると見込まれるか
- ②独創性： 植物の選び方や配置に個性が見られるか、まちづくりに関する新しいアイデアがあるか
- ③公共性： 近隣住民が楽しみながら植栽等に取り組まれると見込まれるか、植樹場所が広く公開され、多くの人によいかおり環境が提供されると見込まれるか
- ④持続性： 長期的に、適正な維持管理・発展がなされると見込まれるか

○上記①～④については、それぞれ「5・10・15・20・25点」の5段階評価を行い、合計点(100点満点)をもとに審査を行います。

評価項目	①～④	評価内容
A	25	特に優れている、合致している
B	20	優れている、やや合致している
C	15	普通
D	10	やや劣る、やや合致していない
E	5	劣る、合致していない

## ＜選考委員＞

加藤 正男	公益社団法人日本アロマ環境協会 専務理事
小峯 裕己	公益社団法人におい・かおり環境協会 会長
佐久 定規	一般社団法人日本植木協会 副会長
近藤 三雄	東京農業大学 名誉教授
佐藤 友美子	追手門学院大学地域創造学部 教授
志々目 友博	中央大学理工学部都市環境学科 教授
畑 正高	株式会社松栄堂 代表取締役社長
藤田 八暉	久留米大学 名誉教授

※所属等については令和2年4月時点でのものとなります。

## 表彰

### 環境大臣賞(1点)

表彰状、副賞として企画に応じたかおりの樹木・宿根草等草花の苗木・苗を提供  
(50～100万円相当)

### 協会賞(3点) (におい・かおり環境協会賞、日本アロマ環境協会賞、日本植木協会賞)

表彰状、副賞として企画に応じたかおりの樹木・宿根草等草花の苗木・苗を提供  
(30万円相当)

### 入賞(5点以内)

表彰状、副賞として植樹プレートを提供

※植栽等にかかる経費、支柱及び維持管理費は受賞者の負担となります。

※副賞の樹種は企画内容で使用する樹種のうち、予算の範囲内で御用意いたします。樹種の流通時期や品切れ等の理由により、御希望の樹種に沿えない場合もあります。

※植樹場所には、企画及び企画者の名称、受賞した賞の名称、本企画コンテストの主催・共催・協力者名称、樹木等の提供者名称等を記載した植樹プレートを目立つ場所に設置していただくようお願いいたします。植樹プレートは事務局より提供いたします。詳細は、受賞の連絡を差し上げる際にお知らせします。

## 受賞企画発表

○環境省ホームページ上で行います。

(参考:第14回の受賞企画発表は令和2年1月17日(金))

## スケジュール(予定)

令和2年5月 15 日(金)	企画募集開始
令和2年9月 18 日(金)	応募書類提出期限
令和2年 10 月	書類審査
令和2年 11 月～12 月	協議審査
令和3年1月	受賞作品決定(報道発表)
令和3年1月～3月の間	表彰式
令和3年2月～	受賞者へのかおりの樹木・宿根草等草花等の送付

## お問い合わせ先

○コンテスト全般に関し、御不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

TEL: 03-5521-8299 Eメール: MIDORI-KAORU@env.go.jp

環境省 水・大気環境局 大気生活環境室 (担当:工藤、渡邊、若山)

○特に樹木に関するお問い合わせは、下記へお願いします。

TEL: 03-3586-7361

一般社団法人 日本植木協会 (担当:佐藤)

## よくあるご質問と回答

Q:すでに植物が植えられている必要がありますか？

A:募集しているのは「企画」ですので、植えられている必要はありません。新規植栽、植え替え、植え足しするもの、いずれもお待ちしています。

Q:応募書類の中の「植栽場所を確保していることを示す書類」とは何ですか？

A:企画予定地の所有者や管理者などから、企画に沿った植樹に対する同意をいただいていることが分かる文書を御提出ください(別添「植栽同意書(例)」参照)。受賞した場合、提供した樹木を確実に植樹いただけることをあらかじめ確認するために必要です。なお、植栽可能であることが確認できない場合は、受賞が取り消しとなることもあります。

Q:選考結果はいつごろ分かりますか？

A:例年11月頃に選考委員会にて協議審査を行い、受賞企画を決めています。決まり次第、受賞者には電話等で御連絡します。残念ながら落選となりました場合は、書面での通知を予定しています。

Q:個人でも応募できますか？

A:どなたでも応募できます。ただし、植栽場所を確保していることが必要です。

また、地域の任意団体なども応募できます。企画内容を元に審査しておりますので、応募団体の規模の大小は問いません。原則として一般の人が敷地内もしくはその周辺で容易にかおりを楽しむことができる場所が対象となります。

Q:香りのしない樹木も使用していいですか？

A:香りのする樹木の他に香りのしない樹木も企画の中で使用して構いません。ただし、かおりの樹木・宿根草等草花を30本以上使用していることが応募の条件となります。

Q:かおりの樹木にはどのようなものがありますか？

A:環境省ホームページに掲載されている「かおりの樹木リスト」を御参考ください。また、リストに掲載されている植物以外にも、地域で知られているかおりの樹木などを使用しても構いません。



Q: 受賞した場合の植樹の時期はいつですか？(副賞の納品はいつですか？)

A: 受賞団体の多くは、3月頃から植樹を開始しています。受賞が決まってから、副賞として差し上げる樹木の調整を行います。一般社団法人日本植木協会より受賞者に対し副賞の納入時期について希望を伺いますが、受賞者には3月から遅くとも6月までに納入できるようお願いしています。

Q: 副賞の樹木は苗木・苗を指定することはできますか。

A: 受賞企画決定後、一般社団法人日本植木協会から受賞者に提供樹木の調整連絡をしますの  
で、その際に樹木の樹種などについてご確認ください。なお、流通時期や品切れ等の理由によ  
り、御希望の樹種に沿えない場合もあります。

また、副賞の樹木の納入は行いますが植樹行為までは行いませんので、御注意ください。

Q: 鉢植えを並べる企画でもよいでしょうか。

A: 「まちづくり」がコンテストの目的ですので、地域の皆様に長期的にかおりに楽しんでいただくた  
めにも、かおりの樹木・宿根草等草花を植える企画であることが重要な要件となっています。

Q: 書類提出後の修正は可能でしょうか？

A: 担当まで御相談ください。×切後は、いただいた書類を選考委員会で使用しますので、修正が  
受け付けられない場合があります。

Q: 応募は毎年どれくらいありますか。

A: ここ数年は、20件程度です。

Q: 入場料を徴収する公園でもコンテストの応募対象となりますか。

A: 応募対象となりますが、公共性の面から評価されますので、御留意ください。応募される場合  
は、応募用紙の「企画場所の公開状況」の欄で「入場料等を支払うことで立ち入り可能」を選択  
いただき、入場料を御記入ください。

以上です。植物のかおりをまちづくりに活かす企画をお待ちしています！